

公益財団法人神奈川県市町村振興協会国内先進地域調査研究助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の市町村に共通する地域の政策課題について、複数の市町村の職員が1グループとして国内の先進地域に調査研究を行う事業に対して、必要な助成事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象者は、前条に規定するグループ（以下「グループ」という。）とする。

2 グループには、当該調査研究を取りまとめる代表者（以下「代表者」という。）を置くものとする。

(助成要件)

第3条 国内の先進地域の調査研究に係る助成要件は、次のとおりとする。

- (1) 調査研究は1グループにつき、年1回とし、市町村職員は各1名ずつとする。ただし、代表者が所属する市町村（以下「代表市町村」という。）については2名までとする。
- (2) 調査研究に係る旅費の対象経費は、交通費及び宿泊費（日当は含まない。）とし、助成率は10分の8以内とする。なお、旅費に係る助成額は1名当たり7万円を限度とする。
- (3) 調査研究報告書の作成に係る事務費（備品購入費は除く。）は20万円を限度とする。

(申請手続)

第4条 助成金の交付を受けようとする代表者は、様式第1号の助成金交付申請書により公益財団法人神奈川県市町村振興協会理事長（以下「理事長」という。）に申請するものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 理事長は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で交付すべき助成金の額を決定するものとする。

(助成金の交付の条件)

第6条 理事長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の目的を達成するために必要があると認めたときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 助成事業の内容、助成申請額の内訳の内容を変更しようとする場合は、速やかに理事長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 参加する市町村職員が「公務」として国内の先進地域の調査研究に参加することの内部手続きを経ること。
- (3) その他理事長が必要と認める条件

(交付決定の通知)

第7条 理事長は、交付すべき助成金の額等を決定したときは、様式第2号の助成金交付決定通知書により決定の内容を申請者に通知する。

(交付金の交付)

第8条 理事長は、前条の通知をするとともに交付決定額の70%に相当する額(1万円未満切り捨て)を概算交付するものとする。ただし、理事長が特に認めるときは、交付金の全額を交付できるものとする。

2 理事長は、第11条による実績報告書に基づく交付額を確定した後、概算交付の残りの額を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第9条 理事長は、申請者が助成金を助成対象事業以外の用途に使用し、その他助成事業に関して、助成金の交付の決定に付した条件又は理事長の指示に違反したときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の還付)

第10条 理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分について、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の還付を求めるものとする。

(報告書の提出)

第11条 助成金の交付を受けた代表者は、当該調査研究が終了した時は、次の区分により様式第3号の実績報告書を理事長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の4月1日から12月末日まで
事業終了後2カ月以内
- (2) 前号の期間以外
原則として当該年度の2月末日まで

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(様式第1号)

国内先進地域調査研究助成金交付申請書

年 月 日

公益財団法人神奈川県市町村振興協会理事長 様

グループ名
代表者名
(市町村名・所属)

印

調査研究テーマ			
調査研究 テーマの概要	(具体的に記入して下さい)		
調査研究予定年月日			
調査研究先			
調査研究参加人数	人		
助成申請額	円		
助成申請額の根拠	旅 費		
	節	内 訳	
	交通費		
	宿泊費	> <	(助成限度額) 10,000 円
	小計	(助成限度額) 70,000 円	> <
	旅費総額 (A)		
	報告書作成経費		
	節	内 訳	
	()		
	()		
	報告書作成経費総額 (B)		円
	合計 (A) + (B)		円
	払込金融機関	金融機関名	銀行 () 支店 ()
種 別		普通・その他 ()	
口座番号			
ふりがな 口座名			

記載例

(様式第1号)

国内先進地域調査研究助成金交付申請書

年 月 日

公益財団法人神奈川県市町村振興協会理事長 様

グループ名

代表者名

(市町村名・所属)

印

調査研究テーマ				
調査研究 テーマの概要	(具体的に記入して下さい)			
調査研究予定年月日				
調査研究先				
調査研究参加人数	5人			
助成申請額	370,000円			
助成申請額の根拠	旅 費			
	節	内 訳		
	交通費	(例) @90,000円×(8/10)=72,000円	72,000	
	宿泊費	(例) @15,000円× (8/10)=12,000円	> (助成限度額) 10,000円	10,000×3泊 =30,000
	小計	(助成限度額) 70,000	<	102,000
	旅費総額 (A)			350,000
	報告書作成経費			
	節	内 訳		
	(製本費)	印刷発注 @200×100冊		20,000
	()			
	報告書作成経費総額 (B)			20,000円
合計 (A) + (B)			370,000円	
払込金融機関	金融機関名	銀行 () 支店 ()		
	種 別	普通・その他 ()		
	口座番号			
	ふりがな 口座名			

(様式第1号-3)

国内先進地域調査研究の目的

1 調査研究の目的

--

2 調査研究先の先進取組事例の概要

--

(様式第2号)

神振第 号
年 月 日

グループ名
代表者名 様
(市町村名・所属)

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 印

年度国内先進地域調査研究助成金の交付決定について (通知)

このことについて、次のとおり助成することに決定しましたので通知します。

1 調査研究テーマ

2 助成額 円

3 交付日 年 月 日

残金については、事業完了報告書に基づき報告内容の確認後1月以内

4 交付条件

- (1) この助成金の対象は、 年 月 日付けをもって提出のあった申請書に記載のとおりとします。
- (2) 参加する職員が「公務」として調査研究に参加することの内部手続きを経ること。
- (3) この事業の内容又は経費等を変更する場合は、速やかに公益財団法人神奈川県市町村振興協会理事長の承認を受けなければならない。

(様式第3号)

国内先進地域調査研究報告書

年 月 日

公益財団法人神奈川県市町村振興協会理事長 様

グループ名

代表者名 _____ 印

(市町村名・所属)

このことについて、別添のとおり報告書を提出します。
なお、調査研究経費報告書も併せて提出します。

調査研究テーマ _____

調査研究年月日 _____

調査研究先 _____

1 調査研究結果の概要

2 今後の対応等

(様式第3号-2)

調査研究経費報告書

年 月 日

決算額	円	(当初交付決定額) 円
既交付額	円	
残交付額	円	

旅 費				
節	内 訳			
交通費				円
宿泊費		> <	助成限度額10,000円	円
	小計	助成限度額	70,000円 > <	円
	旅費総額 (A)	円× 人		円
報告書作成経費				
節	内 訳			
印刷経費				円
()				
()				
()				
	報告書作成経費総計 (B)			円
	合計 (A) + (B)			円

記載例

(様式第3号-2)

調査研究経費報告書

年 月 日

決算額	353,000 円	(当初交付決定額) 370,000 円
既交付額	259,000 円	
残交付額	94,000 円	

旅 費					
節	内 訳				
交通費	(例) @95,000 円×8/10=76,000 円			76,000 円	
宿泊費	(例) @15,000 円×8/10=12,000 円	>	助成限度額 10,000 円	10,000 円	
	小計	助成限度額	70,000 円	<	86,000 円
	旅費総額 (A)	70,000 円×5 人		350,000 円	
報告書作成経費					
節	内 訳				
印刷経費	@30 円×100 部=3,000 円			3,000 円	
()					
()					
()					
	報告書作成経費総計 (B)			3,000 円	
	合計 (A) + (B)			353,000 円	